

審議案件 1

第131回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

<届出概要>

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称) マミーマーケット<sup>みなぼしなつみでん</sup>船橋夏見店
- 2 所在地：千葉県船橋市夏見三丁目572番1 ほか
- 3 建物設置者：有限会社パース 代表取締役 伊藤 秋子
- 4 小売業者名：株式会社マミーマーケット(生鮮食料品・日用品)
- 5 敷地の概要：
  - ・敷地面積 7, 917. 40㎡
  - ・都市計画区域 市街化区域
  - ・用途地域 第一種住居地域・第二種住居地域
  - ・現況 更地
- 6 建物の概要：
  - ・構造 鉄骨造 地上2階建
  - ・建築面積 3, 117. 28㎡
  - ・延床面積 3, 077. 75㎡
  - ・店舗面積 2, 014. 61㎡
- 7 周辺の環境等：東武アーバンパークライン(野田線)新船橋駅より北東側に約850mの  
県道夏見小室線及び市道並びに私道へ接した、住宅と店舗が点在する地域に立地  
している。周辺は北側に道路を挟んで店舗・住宅、東側は道路を挟んで  
託児所・店舗・住宅、南側は道路を挟んで住宅・社員寮、西側は住宅が立地して  
いる。
- 8 処理経過：
  - ・届出日 平成28年12月9日
  - ・公告縦覧期間 平成28年12月27日～平成29年4月27日
  - ・説明会開催日時 平成29年1月28日 午後1時～、午後3時～
  - ・場 所 夏見公民館 第1・第2集会室
- 9 市町村・住民等の意見：船橋市の意見 なし  
：住民等の意見 なし

- 1 新設日：平成29年8月10日
- 2 店舗面積：2, 015㎡
- 3 駐車場の位置：図3  
駐車場の収容台数：85台
- 4 駐輪場の位置：図3  
駐輪場の収容台数：89台
- 5 荷さばき施設の位置：図3  
荷さばき施設の面積：100㎡
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3  
廃棄物保管施設の容量：19㎡
- 7 開店時刻：午前6時30分  
閉店時刻：午前0時
- 8 駐車場利用可能時間帯：  
A-1 午前6時15分～翌午前0時15分  
(一部区域は、午前6時15分～午後10時)  
A-2 午前6時15分～午後10時
- 9 駐車場の出入口の位置：図3  
駐車場の出入口の数：2か所
- 10 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後10時

## 第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

### 1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況																				
<p>ア 駐車場の収容台数：届出台数 85台（内身障者用3台、高齢者用4台） （指針による算出）必要駐車場台数＝85台（届出書P4参照） ※市条例等による附置義務なし</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等（図3参照） ・建物外平面及び屋上駐車場（自走式） ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・駐車場内に案内看板等を設置し、来店客に退場経路を周知する。 ・必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。 ・駐車場出入口に適宜（オープン時）交通整理員を配置する。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等（図3参照） ・届出台数 89台 （指針の参考値による算出）必要駐輪場台数 58台（届出書P8参照） ※市条例等による附置義務なし ・駐輪場の管理体制 従業員が営業時間内に適宜巡回する。 ・駐輪場案内の表示方法 看板・路面標示等を行う。</p> <p>エ 荷さばき施設の整備等（図3参照） （ア）荷さばき施設の整備 面積：100㎡ （イ）計画的な搬出入</p> <table border="1" data-bbox="228 1002 1155 1398"> <thead> <tr> <th>施設名（面積㎡）</th> <th>荷さばき施設C（100㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時作業可能台数</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>待機スペース</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両専用出入口</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> <td>午前6時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両台数/日</td> <td>13台（10t、4t、2t）</td> </tr> <tr> <td>平均的な荷さばき処理時間/台</td> <td>8分（2t）、15分（4t）、 30分（10t）</td> </tr> <tr> <td>ピーク時搬出入車両台数/時間</td> <td>2台/時間</td> </tr> <tr> <td>ピーク時荷さばき処理時間/時間</td> <td>45分/時間</td> </tr> <tr> <td>荷さばき処理可能時間/時間</td> <td>120分/時間</td> </tr> </tbody> </table>	施設名（面積㎡）	荷さばき施設C（100㎡）	同時作業可能台数	2台	待機スペース	なし	搬出入車両専用出入口	なし	荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時	搬出入車両台数/日	13台（10t、4t、2t）	平均的な荷さばき処理時間/台	8分（2t）、15分（4t）、 30分（10t）	ピーク時搬出入車両台数/時間	2台/時間	ピーク時荷さばき処理時間/時間	45分/時間	荷さばき処理可能時間/時間	120分/時間	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要は充足していると認められる。</p> <p>※荷さばき施設 搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされていると認められる。</p>
施設名（面積㎡）	荷さばき施設C（100㎡）																				
同時作業可能台数	2台																				
待機スペース	なし																				
搬出入車両専用出入口	なし																				
荷さばき可能時間帯	午前6時～午後10時																				
搬出入車両台数/日	13台（10t、4t、2t）																				
平均的な荷さばき処理時間/台	8分（2t）、15分（4t）、 30分（10t）																				
ピーク時搬出入車両台数/時間	2台/時間																				
ピーク時荷さばき処理時間/時間	45分/時間																				
荷さばき処理可能時間/時間	120分/時間																				

<p>オ 経路の設定</p> <p>(ア) 案内経路 図4のとおり</p> <p>(イ) 周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内に案内看板等を設置し、来店客に退場経路を周知する。</li> <li>・ 必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載する。</li> <li>・ 駐車場出入口に適宜（オープン時）交通整理員を配置する。</li> </ul> <p>(ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無：なし</p> <p>(エ) その他 右折入出庫の安全策</p> <p>オープン時、出入口付近に交通整理員を配置し、安全を確保する。</p>	<p>※経路</p> <p>経路設定及びその周知の方法は、適切な配慮がなされていると認められる。</p>
--	--

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混雑が予想される場合は、適宜交通整理員を配置して交通安全に努める。</li> <li>・ 駐車場内には歩行者通路及び横断歩道を設置し、来店者の安全を確保する。</li> <li>・ 夜間照明等を設置する。</li> </ul>	<p>※ 歩行者の通行の利便性の確保について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 法令への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品廃棄物は、食品リサイクル法の基本方針に基づき、発生の抑制・減量・再利用に努める。</li> <li>・ 処理業者へ委託し、魚のあらや生ゴミは堆肥・飼料等に、廃油は石鹼等に再利用する。</li> <li>・ 店頭にてトレー、牛乳パック、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、再資源化に努める。</li> </ul> <p>イ 廃棄物減量化・リサイクルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダンボール・発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用する。</li> <li>・ 贈答品等の簡易包装を推進する。</li> <li>・ エコバッグの販売や、お客様へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用量を削減する。</li> <li>・ バラ売り販売を行い、容器包装の削減を行う。</li> <li>・ 少量パックを採用し販売促進するとともに、売れ残りによる廃棄物の削減を行う。</li> <li>・ 商品の販売時間や数量など、詳細なデータを把握する情報システムを構築し、生鮮食品、加工食品をいち早くお客様に供給するとともに、ロス削減に努める。</li> <li>・ 店内にリサイクルに関する取り組みについて掲示し、PRする。</li> <li>・ 事務所のコピー用紙を両面使用後、再資源化する。</li> </ul>	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画について、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現時点では防災協定等の締結予定はなし。</li><li>・災害時に物資提供等の要請が行政からあれば、協力する。</li></ul> <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・従業員が定期的に巡回することで事件・事故等が発生しないように努める。</li><li>・駐車場・駐輪場及び場内は、閉店後チェーンバリカーにより施錠・管理し、警備会社による機械警備を行う。</li><li>・店内各所に防犯カメラを設置する。</li></ul>	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 騒音問題への一般的対策：・室外機は低騒音機器を導入する。</p> <p>(イ) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設：荷さばき施設に十分なスペースを確保し、平滑な路面とする。</li> <li>・荷さばき作業： <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型台車を使用し、騒音を極力小さくする。</li> <li>・搬入車両のアイドリング禁止を徹底する。</li> <li>・重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう徹底する。</li> <li>・荷さばき車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・荷さばき作業員に入出場、待機中及び作業は静穏に努めるよう指導を行う。</li> <li>・荷さばき作業は屋内で行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BGM等の営業宣伝活動は行わない。</li> </ul> <p>(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内側溝蓋のボルト止等、衝撃音の発生を抑制する。</li> <li>・運用面の対策：駐車マスにスムーズに出入り出来るようなレイアウトを検討し、アイドリング・クラクション・空ふかし等が抑えられるよう呼びかけを行う。また、一部の駐車場に対して夜間利用規制を行う。</li> </ul> <p>b 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設面の対策：平滑な路面とする。</li> <li>・運用面の対策：深夜・早朝の作業を回避する。 重量物の積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等、最小限に抑えるよう徹底する。 作業員へ不要な騒音発生を防ぐよう呼びかける。</li> </ul>	

イ 騒音の予測・評価について (図5 参照)

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、  
昼間(6:00~22:00)及び夜間(22:00~6:00)における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測 (等価騒音レベル) 単位：dB				備考
地点名	用途地域区分	環境基準類型	昼間 (6:00~22:00)		夜間 (22:00~6:00)		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	第一種住居地域	B	47	55 以下	36	45 以下	
B	第二種住居地域	B	44	55 以下	33	45 以下	
C	第一種住居地域	B	47	55 以下	41	45 以下	
D	第一種住居地域	B	49	55 以下	41	45 以下	

(イ) 発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での最大騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点及び隣地敷地境界点
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準
- d 発生する騒音ごとの予測結果 (抜粋)

予測地点			音源ごとの予測 (最大騒音レベル) 単位：dB							備考
予測地点	用途地域区分	騒音規制法区域区分	夜 間 (22:00~6:00)							
			敷地境界	基準値	隣地敷地境界	基準値	住居側	基準値	現況	
a-1	第二種住居地域	第二種区域	74	45	52	45	49	45	60	来客車両走行音
a-11	第一種住居地域	第二種区域	45	45	44	45	—	—	—	来客車両走行音
a-15	第一種住居地域	第二種区域	53	45	49	45	42	45	—	来客車両走行音
a-22	第二種住居地域	第二種区域	74	45	52	45	49	45	60	来客車両走行音
ア	第一種住居地域	第二種区域	46	45	46	45	45	45	—	機器合成音
イ	第一種住居地域	第二種区域	48	45	45	45	—	—	—	機器合成音
ウ	第一種住居地域	第二種区域	38	45	—	—	—	—	—	機器合成音

※騒音

騒音の総合的な予測・評価結果については、昼間及び夜間の等価騒音レベルは基準を満たしている。

夜間に発生する騒音の予測評価において、車両走行音が敷地境界で超過した地点について、直近住居外壁で再予測したところ、基準値を超過する地点では現況騒音以下であることを確認している。

また、機器合成音について、敷地境界において基準値超過した地点については、保全対象隣地敷地境界及び直近住居外壁で再予測したところ、基準値以下であることを確認している。

以上のことから、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物等の保管について (図3 参照)                      (ア) 保管のための施設容量の確保                      廃棄物の保管施設の容量 : 19m<sup>3</sup> (高さ1.0m)                      (指針による算出) 廃棄物等の保管容量 9.39m<sup>3</sup> (届出書P14参照)</p> <p>イ 廃棄物等の運搬や処分について                      ・運搬・処理方法 許可業者による敷地外処理                      ・運搬頻度 毎日</p>	<p>※廃棄物                      廃棄物に係る事項等について、保管施設は指針を満たす保管容量が確保されており、運搬等についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 敷地内の緑化計画 : 緑化面積 950.09 m<sup>2</sup> (敷地面積 7,917.40m<sup>2</sup>の12%)                      ※船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例による                      必要緑化面積=敷地面積7,917.40m<sup>2</sup>×12%=950.09 m<sup>2</sup></p> <p>イ 街並みづくり、景観への配慮 : ・ベージュ系の色合いの外観に企業カラーのグリーンの看板とする。                      ・シンボルサインもグリーンが基調の企業ロゴを配し、落ち着いたイメージとして周辺との調和を図る。                      ・屋外広告物の設置に際しては、屋外広告物条例を遵守する。                      ・周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置に努める。                      ・経年変化による建築物の外観の劣化によって景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める。                      ・敷地内で照明を点灯する際は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する。</p> <p>ウ 屋外照明・広告塔照明等                      ・点灯時間 屋外照明は日没から駐車場利用時間終了まで、広告塔照明は日没から閉店時間までとする。                      ・光害対策 敷地外への光を遮るようにする。広告面のみを照射するように設置する。</p>	<p>※街並みづくり等への配慮                      地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。</p>

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
ア 船橋市の意見 なし	
イ 住民等の意見 なし	
ウ 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員 (県関係課) からの意見 なし	

### 第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。  
駐輪場については、指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要は充足していると認められる。  
経路の設定及びその周知方法について、適切な配慮がされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯から必要な規模の施設及び適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の総合的な予測・評価結果については、昼間及び夜間の等価騒音レベルは基準を満たしている。  
夜間に発生する騒音の予測評価において、車両走行音が敷地境界で超過した地点について、直近住居外壁で再予測したところ、基準値を超過する地点では現況騒音以下であることを確認している。  
また、機器合成音について、敷地境界において基準値超過した地点については、保全対象隣地敷地境界及び直近住居外壁で再予測したところ、基準値を満たしていた。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関しても、適切な配慮がされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がされていると認められる。
- 6 船橋市及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を図るため施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

### 第4 県の意見(案)

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。